

児童福祉法に基づく「指定小児慢性特定疾病医療機関」更新申請の手引き

小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)は、都道府県、指定都市または中核市が指定した児童福祉法に基づく「指定小児慢性特定疾患病療機関」に限定されます。有効期間は6年間です。

姫路市内に所在する医療機関等は、姫路市長が指定します。

以下に該当し、引き続き指定を希望される場合は、受付期間中に更新申請書類の提出をお願いいたします。(※郵送可)

1 指定医療機関の要件・責務

【要件】(児童福祉法律第19条の9第1項)

1 以下の医療機関等であること

- ① 保険医療機関
- ② 保険薬局
- ③ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

2 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格事由(更新申請書の裏面参照)に該当しないこと。

【責務】(児童福祉法第19条の11)

指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

2 更新申請の受付期間

令和8年2月4日(水)～令和8年3月11日(水) 当課必着

※有効期間の終期(令和8年12月31日)まで更新申請は可能ですが、受付期間経過後の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※有効期間の終期を過ぎて申請された場合は指定が失効し、新規申請として受け付けすることとなりますので、必ず期日までに手続きをお願いいたします。

3 必要書類

(1) 更新申請をされる場合

・「姫路市 指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書」(様式3)

※更新対象の指定小児慢性特定疾病医療機関へは申請書を送付します。

※医療機関の名称、所在地、開設者又は役員等に変更が生じた場合は、変更届出書(様式2)等の提出が必要です。ただし、更新申請をされる場合は更新申請書に

変更内容を記入することで、変更届出書を省略できます。

◆提出先(郵送可) 〒670-8530 姫路市坂田町3番地

姫路市保健所予防課 難病担当

電話 079-289-1635

(裏面へ続く)

(2)更新申請をされない場合

- ・医療機関等の業務を休止・廃止、所在地を市外へ変更→「休止等届出書」(様式6)
- ・所在地等に変更はないが、更新を希望しない→「辞退届出書」(様式7)

«申請書・届出書の様式は姫路市ホームページに掲載しています»

申請書・届出書
二次元コード



※更新申請書を印刷される場合は、両面印刷をしてくださるようお願いします。

令和7年10月より姫路市ホームページからオンライン申請が可能となりました。

休止等届出
二次元コード



辞退届出
二次元コード

